




豊田・東京・北海道事業エリアの変圧器・コンデンサー等
の処分期間末に向けた取組

令和4年3月
環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

掘り起こし調査における発見事例の情報提供等

- 各都道府県市において行われてきた掘り起こし調査における主な発見事例や、先行地域において発生している継続保管の事例を踏まえた知見の整理を行い、情報提供。

掘り起こし調査における主な発見事例における掲載事例や知見の例

No.	発見経緯	写真
1	<p>昼でも薄暗い場所に置かれたステンレス製の箱内にて、高濃度PCB含有コンデンサーが発見された。本工場は以前の訪問調査にてPCB含有機器「なし」と回答があったが、従業員が工場内を整理している最中に発見した。</p>	 <p>薄暗い場所に置かれた箱</p>  <p>箱の中にコンデンサーあり</p>
2	<p>微量汚染疑いの変圧器を所有している事業所へ現地調査を行った。電気保安法人担当者への聞き取り調査ではPCB含有機器は「ない」との回答であったが、念のため電機室内の壁面に立て掛けられた資材を撤去すると、高濃度コンデンサーを1台発見した。</p>	 <p>コンデンサー</p> <p>立て掛けられた資材を撤去すると、コンデンサーあり</p>

●留意点●

掘り起こし調査では保管事業者・電気主任技術者に隅々まで確認していただくこと、立入調査では自治体職員が隅々まで見て回ることが重要。

掘り起こしを要する事業者情報の整理等

先行地域における知見	取組
<p>○ 北九州事業エリアにおける自家用電気工作物(コンデンサ等)の継続保管の事例のうち、「電気絶縁物処理協会台帳データ」に記載の事業者において発見されたものが約3割(※)</p> <p>※令和4年2月末時点で185件中、55件(うち6件が使用中)。</p>	<p>⇒ 同データに掲載があるものの、JESCOでの登録が完了していない事業者の一覧を地方環境事務所から各自治体に情報提供、<u>事業者指導における活用を依頼</u>。</p>
<p>○ 先行地域では最終通知を多く発出した自治体において、事業終了後の新規発見が多い傾向</p>	<p>⇒ 掘り起こし調査については計画的に進め、<u>十分なフォローアップ調査等によりできる限り未回答者を減らすよう</u>、<u>早期処理連絡会等において依頼</u>。</p>

【参考】豊田・東京・北海道事業エリアにおける掘り起こし調査の進捗状況(詳細は別紙1参照)

事業地域	調査対象事業者数(A)	回答件数(B)	回答率 ((B)+(I))/(A)	未回答事業者数	掘り起こされた事業者数(C)	発見率(C)/(B)	最終通知発出数(I)
豊田	109,290	105,070	99.9%	6	1,068	1.0%	4,214
東京	181,591	175,468	99.9%	24	2,465	1.4%	6,099
北海道	221,811	210,051	99.9%	128	6,424	3.1%	11,632
合計	512,692	490,589	99.9%	158	9,957	2.0%	21,945

非自家用電気工作物に係る取組

先行地域における知見

○ 北九州事業エリアにおける継続保管事例のうち、非自家用電気工作物であるものが約4割(※)。

※ 354件中、151件。
令和4年2月末時点

取組

⇒ 一般社団法人日本検査機器工業会や一般社団法人日本エレベータ協会に対して、必要な情報の周知等を依頼。また、関係省庁と連携して各業界団体に対し、非自家用電気工作物における高濃度PCB含有コンデンサー使用の確認を要請。

⇒ 発見例が多い溶接機及び昇降機制御盤等については、その掘り起こしを徹底して実施するため、東京都やJESCOの協力を得て、早期処理連絡会において東京都やJESCO作成のチラシ(右図)を参考にした周知の積極的な実施を各自治体に依頼。

経営者や作業従事者のみなさまへの「お願い」です！

工場内や倉庫内に眠っていませんか？

PCB処理の期限まで1年を切りました！！

工場内、倉庫内、屋外などに、処理されずにPCB廃棄物やPCB使用製品が残されている可能性があります。法律で定められた期限内に処分する必要があります。確認作業や処分手続には手間と時間がかかります。早めのご対応をお願いします。

溶接機

<溶接機>



溶接機に、高濃度PCBを使用したコンデンサーが内蔵されていた場合

内蔵された高濃度PCB使用コンデンサーが処理対象

確認方法は裏面です！

電気設備

<変圧器> <コンデンサー>



絶縁油にPCBを使用した変圧器、コンデンサーが処理対象

確認方法は裏面です！

高濃度PCB廃棄物 処分期間 令和4年3月31日まで
(この日までに処分委託契約を締結する必要があります。)

PCBとは？

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、不燃性で電気絶縁性が高い人工の油です。以前は、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、絶縁紙等様々な用途に利用されてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年(1972年)からは新たな製造は禁止されています。PCBに汚染された物やPCBを使用した製品は処分期間が定められています。

処分しないと罰則の対象となります！！

地方環境事務所による個別支援等の取組

①自治体担当者に対する知見の提供等

- 自治体におけるPCB廃棄物処理に係る初任担当者に向けて研修会等を実施。
- また、先行地域における自治体の協力を得た上で、PCBの適正処理に係る勉強会を開催し、行政処分を見越した上での報告徴収等について知見を共有。

②個別事案に対する現地訪問等

- 保管事業者による適正処理の難航が予想される案件について自治体や産業保安監督部と連携の上で、当該事業者へ訪問を実施し、法制度の概要説明等を実施。また、安定器の仕分け作業について支援。
- 各自治体や支局等を訪問し、指導の進捗状況について関係者による打ち合わせ等を実施するとともに、行政処分等に向けた手続きに係る助言や、環境省への情報提供(代執行見込み額等)に係る協力要請を実施。

③関係者による相互連携の促進

- 産業保安監督部から電気事業法に基づく届出情報の提供を受け、これを各自治体等に提供。また、自治体から提供のあった使用中機器に係る情報を産業保安監督部に提供。その他、立地自治体や産業保安監督部、JESCO、地方環境事務所の4者による協議会の開催等を調整。

未処理事業所数の状況

- これらの取組の結果、北海道、東京、豊田事業エリアにおける令和4年2月末時点の処理対象事業所数に占める未処理事業所数の割合は以下のとおり(詳細は別紙2)。
- 大阪事業エリアにおける同様の時期(令和3年2月末)の状況に比べて、未処理事業所数の割合は減少している。

	処理対象事業所数 (A)	未処理事業所数 (B)	未処理事業所 の割合 (B/A)
豊田	12,150	370	3.0%
東京	18,185	985	5.4%
北海道	19,224	1,614	8.4%

【参考】大阪事業エリアにおける同様の時期(令和3年2月末)の状況
(第29回検討会資料1-1別紙2より)

大阪	16,688	1,492	8.9%
----	--------	-------	------